

7. 金蘭会保育園運営規程

【平成30(2018)年2月28日制定】

【令和2(2020)年4月1日改定】

第1章 総 則

(総 則)

第 1 条 学校法人金蘭会学園(以下「学園」という。)が設置する金蘭会保育園(以下「保育園」という。)の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(名 称)

第 2 条 保育園は、金蘭会保育園と称する。

(所在地)

第 3 条 保育園は、大阪市北区大淀南3丁目3-14に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第 4 条 保育園は、特定教育・保育の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、保育園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用する子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

3 保育園は、子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用する子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するよう努める。

4 保育園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、大阪府、大阪市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第 5 条 学園は、保育園運営の透明性を確保するとともに、千里金蘭大学、金蘭会高等学校・中学校(以下「千里金蘭大学等」という。)の保育資源を活用し、質の高い保育サービスの提供を担保するため、保育園に運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 保育の内容

(提供する特定教育・保育の内容)

第 6 条 保育園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号)」その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を提供する。

- (1) 特定教育・保育(子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)法第20条第4項に規定する支給認定を受けた保護者(以下「保護者」という。)に係る入園児に対し、当該支給認定における保育必要量(同条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育(延長保育)
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る入園児に対し、第15条第1項第2号に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 産休明け保育
生後6ヶ月以降より受け入れを実施する。
- (4) 障がい児保育
入園時に面接を行い、集団保育が可能な概ね6ヶ月以上の児童を対象とする。
- (5) 食事の提供
- (6) その他保育に係る行事等
- (7) 一時預かり保育
- (8) 地域子育て支援事業

第4章 職員及び職務内容

(職員職種、員数及び職務内容)

第 7 条 保育園で特定教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1名

主任保育士は、園長を補佐し、保育課程の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 副主任保育士 2名

副主任保育士は、園長及び主任保育士を補佐し、保育士を指導し利用する子どもの保育業務に従事する。

(4) 保育士 11名

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 看護師 1名

看護師は、子どもと職員の健康管理と保育園全般の衛生管理を行う。

(6) 嘱託医 2名(小児科・歯科 各1名)

嘱託医は、入園児の健康診断等、健康管理業務を行う。

(7) 事務職員 1名

事務職員は、保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務及び雑務を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務の心得)

第 8 条 職員は、法令、本規程及びこれに付属する諸規程を遵守し、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者として、その責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

第 9 条 職員は、学園、保育園及び職員としての信用を傷つける行為をしてはならない。

(研 修)

第 10 条 職員には、別に定める研修計画に基づいて、必要な研修の機会が準備される。職員は、これを活用して不断の資質向上と研鑽に努めるものとする。

(職員会議)

第 11 条 職員相互間の業務連絡等、保育園の円滑な運営を図るため、園長は職員会議を置くものとする。

第5章 利用定員

(利用定員)

第12条 保育園の利用定員は、90名とする。その内訳については、次のとおり定める。

- (1)0歳児 6名
- (2)1歳児 12名
- (3)2歳児 16名
- (4)3歳児 18名
- (5)4歳児 19名
- (6)5歳児 19名

2 一時預かり保育の利用は、概ね1日につき5名を限度とする。

第6章 子どもに対する処遇

(方針)

第13条 入園児の特定教育・保育にあたっては、法の理念に基づき、心身ともに健やかな育成に努めるとともに、入園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取り扱いをしない。

(特定教育・保育を提供する日)

第14条 保育園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 保育園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1)日曜日
- (2)国民の祝・休日
- (3)年始休日(1月1日から1月3日)
- (4)年末休日(12月29日から12月31日)
- (5)その他保育園が定めた日

3 保育園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行ううえで必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用する子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第15条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)開園時間

月～金 午前7時30分から午後7時00分

土 午前7時30分から午後6時30分

(2)保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。ただし、保育園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、土曜日を除き、午後6時30分から午後7時00分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3)保育短時間認定に係る保育時間

午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。ただし、保育園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、午前7時30分から午前7時59分及び午後4時01分から午後6時00分の範囲内で、時間外保育を提供する。

(4)一時預かりに係る保育時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第16条 保育園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた大阪市に対し、当該市が定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

- 2 保育園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

- 4 延長保育並びに一時預かり保育の利用に係る費用については別に定める支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第17条 保育園は、大阪市が行った利用調整により保育園の利用が決定されたとき、かつ特定教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第18条 保育園を利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき

(2) 利用する子どもの保護者から登園の利用に係る取り消しの申し出があったとき

(3) 市が登園の利用継続が不可能であると認めたとき

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第19条 保育園の職員は、特定教育・保育の提供時に、利用する子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用する子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び利用する子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 保育園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第8章 虐待の防止

(虐待の防止のための措置)

第21条 保育園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第9章 保護者との信頼関係

(秘密保持)

第22条 保育園は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用する子ども及びその家族に関する個人情報を職務以外に使用し、または第三者に開示しない。

- 2 保育園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用する子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用する子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第23条 保育園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育園は、前項の苦情を受付けた場合には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

第10章 地域・関係機関との連携

(地域との交流)

第24条 保育園は、地域及び地域の学校園との連携を積極的に行い、地域の子育て・教育環境の充実に貢献するよう努めるものとする。

(保育士養成)

第25条 保育園は、千里金蘭大学と連携し、専門性の高い保育士の養成に資する活動を行う。

- (1) 学生の実習受け入れ(インターンシップを含む)
- (2) ボランティアの受け入れ

(千里金蘭大学等との連携)

第26条 保育園は、千里金蘭大学等と連携し、学生・生徒との交流を行う。

第11章 その他

(記録の整備)

第27条 保育園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第28条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営に関し必要な事項は、園長がその都度定める。

(改 廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

- 附 則 この規程は、平成30(2018)年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31(2019)年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和元年(2019)年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年(2020)年4月1日から施行する。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

◇当初入園時に係る費用（実費徴収）

制服等	3～5 歳児	セーラージャケット		4,070 円
		上靴 ※希望者のみ購入		1,710 円
	2～5 歳児	通園リュック		3,360 円
		スモック		1,320 円
		体操服	半ズボン	1,270 円
			体操服シャツ 半袖	1,470 円
体操服シャツ 長袖	1,590 円			
保育用品	2～5 歳児	出席ノート・名札・カラー帽子・はさみ・のり・粘土・粘土板・クレヨン・マーカー・お道具箱・おたより袋 他		5,000 円程度
	0～1 歳児	出席ノート・名札・カラー帽子・おたより袋 他		2,000 円程度
保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター			240 円

◇毎月の費用

	給食費	活動費 (教材・行事費等)	絵本代 (月一冊)	英語 教育費	運動 教育費	布団 リース代	計
3～5 歳	6,500 円 〔主食費 2,000 円 副食費 4,500 円〕	2,000 円	500 円	2,000 円	1,500 円	—	12,500 円
2 歳	—	2,000 円	500 円	2,000 円	1,500 円	—	6,000 円
0～1 歳	—	2,000 円	500 円	—	—	1,100 円	3,600 円

※上記以外にも写真購入等で別途費用が生じます。プロカメラマンの写真 L 版 150 円、2 L 版 500 円、保育士の写真 L 版 75 円、2 L 版 200 円（平成 31 年度）

2 延長保育に係る利用者負担金

標準時間認定 7：30～18：30

	月 極	スポット
18：31～19：00	2,000 円	300 円 / 一回

※19：01以降は超過金が発生します。園児1名につき10分単位で1,000円を徴収します。
 ※土曜日は延長保育はありません。18：31以降は超過金が発生します。園児1名につき10分単位で1,000円を徴収します。

短時間認定 8：00～16：00

	月 極	スポット
7：30～7：59	—	500 円 / 一回
16：01～18：00	—	30分毎に500円

※本園では短時間認定の方は、7：30～7：59と16：01～18：00迄延長保育を実施します。
 ※土曜日は延長保育はありません。